

対象年度		令和 7年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		文化財保護事業						予算事業名		文化財保護事業費					
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	文化財保護法、茨城県文化財保護条例、結城 根拠法令 城市文化財保護条例						
				10	05	06	20	経常経費							
総合計画体系		未来を担う子どもと 生き生きとした市民を育む地域を目指そう						事業の区分		主要事業					
		生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造													
		郷土の文化財の保存と活用						担当課係等		生涯学習課 文化係					
事業期間		継続 (年度～ 年度)													
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
文化財保護活用への指導・調査により価値を判断し、応じた保護措置 を取ることにより、後世に歴史資産を伝える。併せて、本市の地域資 源としての活用を検討・実施することにより、市民や観光客等の文化 財に関する見識が広められ、将来にわたり保護活用が推進される。								文化財保護法や県条例、市条例により、文化財保護の方針・取扱いが 定められており、法令に基づき事業を行っている。また、文化財は他 自治体においても、重要な観光資産として保護活用が行われている。							
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】							
○文化財全般に係る調査・保護・管理・公開 ○文化財保護審議会の開催・運営 ○市指定文化財の保存・伝承及び民間が所有する指定文化財等の修復 や整備に対する補助金交付 ○文化財保全・振興に係る各種協議会への参加・情報交換 文化財関 係協議会参加 ○国重要無形文化財及びユネスコ無形文化遺産「結城紬」関連団体へ の支援・周知啓発の実施								・文化財全般（史跡、有形・無形文化財等） ・文化財保全振興に係る団体及び文化財の所有者 ・市民や観光客							
								【事業をとりまく環境の変化】 社会環境や生活様式の多様化、文化財への認識低下により、多くの文 化財が滅失・散逸の危機にある。文化財は、本市の歴史を紐解くうえ で重要な資源であるが、保全・維持に要する経費は高額で、法的な制 約も多く、本市のみならず、十分な保護措置が取られないケースが多 く存在する。							
【令和 7年度 事業内容】				【令和 8年度 事業内容】				【令和 9年度 事業内容】							
○文化財包蔵地試掘調査の実施 ○史跡の維持管理・整備 ○市指定文化財等補助 ○協議会負担金、結城紬関係団体補助 ○武井地区畑地帯総合整備事業に伴う整理 調査・報告書刊行				○文化財包蔵地試掘調査の実施 ○史跡の維持管理・整備 ○市指定文化財等補助 ○協議会負担金、結城紬関係団体補助				○文化財包蔵地試掘調査の実施 ○史跡の維持管理・整備 ○市指定文化財等補助 ○協議会負担金、結城紬関係団体補助 ○大木地区畑地帯総合整備事業に伴う試掘 調査							
■事業費															
				R05年度		R06年度									
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0								
	県		支	出	金	56,815	55,957								
	地		方		債	8,100	0								
	そ		の		他	0	0								
	一		般	財	源	7,746	6,505								
歳 入 計 (千 円)				72,661		62,462									
歳 出 内 訳	節 (番 号 + 名 称)			金額 (千円)		金額 (千円)									
	01	報酬		21		60									
	07	報償費		0		60									
	08	旅費		122		104									
	10	需用費		723		376									
	11	役務費		34		89									
	12	委託料		60,891		60,270									
	14	工事請負費		10,333		799									
	18	負担金補助及び交付金		537		697									
	26	公課費		0		7									
歳 出 計 (千 円) (A)				72,661		62,462									
伸 び 率 (%)						-14.03									
備 考	総合計画103ページ 予算書193ページ														

令和 5年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R05年度	R06年度	R07年度
活動 指標	文化財の調査・歴史的資料の収集件数	件	目標	1.00	1.00	2.00
	市内に残る文化財の調査及び歴史的資料の収集を行い、その歴史的価値を解明し保存・伝承を図る。（目標・実績値は文化財調査件数）		実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	指定文化財・国登録有形文化財件数	件	目標	140.00	140.00	142.00
	文化財指定及び登録を行い、多くの文化財を守り地域の資産として活かす。また、文化財の愛護意識高揚を図る。		実績	139.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	文化財は、本市のみならず国全体の宝であり、一度失われれば二度と元に戻すことはできない。したがって、民間所有の文化財を含め、行政が率先して保存、伝承及び活用に努める責務がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政が主体となることは当然であるが、民間との連携を図りながら、文化財に関する保護体制の整備や周知啓発を行うことが必要である。
	手段の妥当性	A 妥当である	法的な取り扱いが定められており、関係機関との認識は年々良い方向へと向かっているが、十分とは言えない。関係機関との連携強化を推進し、定められた既定の中で、手段を模索していく必要がある。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	文化財の取り扱いには専門的知識が必要があり、調査や修理等の判断をする人材の育成・強化が求められる。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	市内に残された歴史資料や建造物等を、調査・収集・保存し、地域資源として活用することは、市民のみならず、国民全体が受益者となる。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	歴史民俗資料館等、文化財の保存・活用を図るための施設が未整備のため、文化財の恒久的保存及び公開・周知する機会が限られている。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	他自治体との比較では、文化財の数は多いものの、それらを保存・活用する取組み・体制が整えられておらず、十分に達成できているとは言い難い。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
文化財の調査・収集は進めているが、十分に組み立てている状況とは言い難い。そのため、観光資源や教育、生涯学習の教材としての活用にも影響が出ている。 文化財の多くが個人所有であり、貴重な文化財であっても指定や調査が行えず、十分な保護活動が行えない場合もある。また、指定文化財となると法的制約や維持管理に要する費用等の負担が生じるため、現行制度以上の支援処置を拡充する必要がある。 文化財は、建造物や絵画、埋蔵文化財などその種類は多岐に亘るため、学芸員といった専門的知識を有する人材確保などの強化を図る必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
継続して文化財の調査・保護事業を推進するとともに、文化財に関する認識を広く図るために周知啓発を強化する。また、観光資源として有効活用できる資源は、広く公開できるよう努め、併せて保護処置・支援の拡充を図る。 文化財に関する専門知識を有する人材の確保に向けて、検討を進める。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☒ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
方向性の具体的内容 本市には歴史的建造物や史跡のほか、数多くの文化財が残されている。しかし、これらを展示公開する施設が未整備であるとともに、後世に伝えていくためにも、歴史資料館等の設置が必要である。
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 財政状況と可能な限り調和を図りながら進める。